

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成24年岩手県条例第89号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(専門課程の訓練基準)</p> <p>第6条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とし、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。</p> <p><u>ア 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>	<p>(専門課程の訓練基準)</p> <p>第6条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とし、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。</p> <p><u>ア 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</u></p> <p><u>イ 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p>

エ [略]

オ [略]

(8) [略]

2 [略]

第11条 法第30条の2第1項に規定する条例で定める専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第6条第7号ア又はイのいずれかに該当する者

(2)～(6) [略]

(7) 10年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

オ [略]

カ [略]

(8) [略]

2 [略]

第11条 法第30条の2第1項に規定する条例で定める専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第6条第1項第7号アからウまでのいずれかに該当する者

(2)～(6) [略]

(7) 10年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者（法第44条第1項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定に合格した者その他規則で定める者であつて厚生労働大臣が指定する講習を受けていないものをいう。）であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修したものに限る。））又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の職業能力開発促進法施行条例第6条第1項第7号アに規定する応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は5年以上の実務の経験を有する同条例第11条第7号に規定する長期課程の指導員訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは、この条例による改正後の職業能力開発促進法施行条例第11条に定める職業訓練指導員とみなす。